## 障がい者就労支援施策にかかる国家要望について

課題項目	大阪府 部単独	要望【25年7月】	論点整理【25年 8 月予定】
	商工労働部	福祉部	神宗奎珪【23年8月7年】
1.就労移行・継続支援事業について ①就労移行・継続支援事業所が不足。 既存の事業所(就労継続A型・B型や就 労移行)を近隣市町村と共有し、相互利 用していく必要がある。			6 雇用・就労支援の推進について 障がい者の雇用・就労の推進に当たっては、社会全体で障がい者を支えていく機 運を醸成するとともに、障がい特性や当事者の支援ニーズを踏まえた、きめ細やかな雇用・就労支援を切れ目なく進めることが重要である。とりわけ、障がい者雇用に 対する企業の理解や雇用促進に努めるとともに、体制の充実や職員の専門性の向 上など、地域における就労支援機関の雇用・就労支援力の強化を通して、福祉施 設からの一般就労移行の促進や福祉的就労の充実を図るための施策を弛みなく推 進する必要がある。 〇 就労移行支援事業者が、利用者の一般就労移行に伴う報酬変動等による事業 所運営に不安を抱くことなく、福祉施設からの一般就労に向けた支援や職場定着支 援に積極的に取り組めるよう、必要な報酬改定を行うとともに、就労移行支援事業 所が乏しい地域における事業所の創設等基盤整備を進めるため、支援策の拡充に ついて検討をお願いしたい。
1.就労移行・継続支援事業について ②就労移行支援事業所のノウハウや実 績について差がある。			
1.就労移行・継続支援事業について ③就労移行支援は一般就労に結びつく と利用者が減るので事業所として積極的 に進めにくいという現状がある。現行の報 酬体系の見直しが必要。 ※平成24年8月「障がい者福祉施策の 推進に係る提言(論点整理)」で要望		(1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の抜本的強化について (1) 就労移行支援事業の抜本的強化 就労移行支援事業の抜本的強化を図るため、人員や運営に関する要件の厳格化を図るとともに、事業所毎の就労実績等の公表を促すなど障がい福祉サービスの利用者視点に立った制度改善や事業所のアセスメントカの向上支援を行うこと。また、障がい者や保護者が安心して就労にチャレンジできるよう、職場定着の不事による事業所再利用の際の柔軟対応できるよう、職場定着の報酬変動の影響を緩和する措置を講じる等、事業者が事業所運営に不安を抱くことなー般就労に向けた支援に積極的に取り組めるような、特例措置を講じること。	○ 就労移行支援事業者が、事業所運営に不安を抱くことなく一般就労移行に向けた支援に積極的に取り組めるような報酬上の措置を設けられたい。

		k要望【25年7月】	
課題項目	商工労働部	福祉部	論点整理【25年8月予定】
1.就労移行・継続支援事業について ④一般就労の定着がうまくいかない場合、元の事業所に戻れないことを防ぐため定員の特例措置の検討が必要。	יום עצו ליכב בייניים	(1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の抜本的強化について ① 就労移行支援事業の抜本的強化を図るため、人員や運営に関する要件の厳格化を図るとともに、事業所毎の就労実績等の公表を促すなど障がい福祉サービスの利用者視点に立った制度改善や事業所のアセスメントカの向上支援を行うこと。また、障がい者や保護者が安心して就労にチャレンジできるよう、職場定着の不調による事業所再利用の際の柔軟対応や、利用者が一般就労移行した場合の報酬変動の影響を緩和する措置を講じる等、事業者が事業所運営に不安を抱くことなく一般就労に向けた支援に積極的に取り組めるような、特例措置を講じること。【再掲】	
1.就労移行・継続支援事業について ⑤就労系福祉サービス事業の認可について(審査の中で就労に向けたプロセスなど運営の具体的な中身が問えない)		(1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の抜本的強化について ① 就労移行支援事業の抜本的強化     就労移行支援事業の抜本的強化	

P年// V "日孙// 又"及/他外(C/) /、	の日が文主について		兵作り
課題項目	大阪府 部単独		論点整理【25年8月予定】
<b></b>	商工労働部	福祉部	神宗正注【23年6万分处】
2.一般就労の場の不足について ①障がい者雇用自体を検討していない 企業が多く、受け入れ企業の拡大が必 要。特に、障がい者雇用に積極的でない (法定雇用率対象外)中小企業への対 応が課題。	(4)障がい者の法定雇用率の引き上げや精神障がい者の雇用義務化の動向等を踏まえ、障がい者の新規雇用の		6 雇用・就労支援の推進について 障がい者の雇用・就労の推進に当たっては、社会全体で障がい者 を支えていく機運を醸成するとともに、障がい特性や当事者の支援 ニーズを踏まえた、きめ細やかな雇用・就労支援を切れ目なく進め ることが重要である。とりわけ、障がい者雇用に対する企業の理解や 雇用促進に努めるとともに、体制の充実や職員の専門性の向上な ど、地域における就労支援機関の雇用・就労支援力の強化を通し て、福祉施設からの一般就労移行の促進や福祉的就労の充実を 図るための施策を弛みなく推進する必要がある。 ○ 職場体験・実習受け入れに対する必要な事業主支援を拡充す るとともに、障害者就業・生活支援センターをはじめ、地域における 就労支援機関等の体制や雇用・就労支援力、関係機関のネット ワークを充実強化する事業を推進することが必要である。
2.一般就労の場の不足について ②障がい者雇用の経験が乏しい事業所では、障がい者に合った職域開発や雇用管理等のノウハウがなく雇入れに躊躇。また、新規事業所の場合は、支援スキルが不足。			6 雇用・就労支援の推進について 障がい者の雇用・就労の推進に当たっては、社会全体で障がい者 を支えていく機運を醸成するとともに、障がい特性や当事者の支援 ニーズを踏まえた、きめ細やかな雇用・就労支援を切れ目なく進め ることが重要である。とりわけ、障がい者雇用に対する企業の理解や 雇用促進に努めるとともに、体制の充実や職員の専門性の向上な ど、地域における就労支援機関の雇用・就労支援力の強化を通し て、福祉施設からの一般就労移行の促進や福祉的就労の充実を 図るための施策を弛みなく推進する必要がある。 ○ 職場体験・実習受け入れに対する必要な事業主支援を拡充す るとともに、障害者就業・生活支援センターをはじめ、地域における 就労支援機関等の体制や雇用・就労支援力、関係機関のネット ワークを充実強化する事業を推進することが必要である。【再掲】

-m B5 T5 C3	大阪府 部単独	要望【25年7月】	
課題項目	商工労働部	福祉部	- 論点整理【25年8月予定】
3.就労に向けたステップとしての職場体験・実習先の不足について ①就労に向けた訓練を行える場所の少なさ。			6 雇用・就労支援の推進について 障がい者の雇用・就労の推進に当たっては、社会全体で障がい者 を支えていく機運を醸成するとともに、障がい特性や当事者の支援 ニーズを踏まえた、きめ細やかな雇用・就労支援を切れ目なく進めることが重要である。とりわけ、障がい者雇用に対する企業の理解や雇用促進に努めるとともに、体制の充実や職員の専門性の向上など、地域における就労支援機関の雇用・就労支援力の強化を通して、福祉施設からの一般就労移行の促進や福祉的就労の充実を図るための施策を弛みなく推進する必要がある。 ① 職場体験・実習受け入れに対する必要な事業主支援を拡充するとともに、障害者就業・生活支援センターをはじめ、地域における就労支援機関等の体制や雇用・就労支援力、関係機関のネットワークを充実強化する事業を推進することが必要である。【再掲】
3.就労に向けたステップとしての職場体験・実習先の不足について②個人情報保護の観点から、公務分野での職場実習実施における提供業務の制限。			
3.就労に向けたステップとしての職場体験・実習先の不足について ③事務的な作業を行える実習先の少なさ。			

課題項目	大阪府 部単独要望【25年7月】		論点整理【25年8月予定】
<b></b>	商工労働部	福祉部	端点连 【25年 671 f 处】
4.就労後のフォロー体制の充実・強化について ①短時間労働や欠勤してもフォローできる体制や、グループでの就労も可能にするような制度構築が必要。			
4.就労後のフォロー体制の充実・強化について ②障害者就業・生活支援センターの増設、人員増、人材育成が必要。	や精神障がい者の雇用義務化の動向等を踏まえ、障がい者の新規雇用の拡大と職場定着を促進するため、次の施策の充実を図られたい。 ⑥ 障害者就業・生活支援センター事業における雇用支援体制の充実 障害者就業・生活支援センターについては、支援対象障がい者が増加し続けており、現行の雇用支援体制では対応が困難となっているため、国の「障害者就業・生活支援センター」事業におけ	た就労支援の抜本的強化について ② 障害者就業・生活支援センターの体制の充実等  就職、職場定着にかかる支援件数の増加や障がい種別(特性)の多様化、困難性の高い支援ケースなどに対応し、センターがその機能を充分に果たせるよう、個々の	図るための施策を弛みなく推進する必要がある。 〇 職場体験・実習受け入れに対する必要な事業主支援を拡充するとともに、 <u>障害者就業・生活支援センターをはじめ、地域における</u> 就労支援機関等の体制や雇用・就労支援力、関係機関のネットワーク <u>を充実強化する事業を推進することが必要である。</u> 【再掲】

	の日が文王にりいて		英刊5
課題項目	大阪府 部単独要望 【25年7月】		論点整理【25年8月予定】
<b>承应共口</b>	商工労働部	福祉部	m 杰正注 【25年 0 月 1 足】
4.就労後のフォロー体制の充実・強化について ③一般就労後の定着支援にかかる報酬体系の見直しが必要。ジョブコーチ、ジョブライフサポーターによる支援の充実も重要。			2 今後の報酬改定について自立支援給付に係る報酬改定については平成24年度に実施され、約2%の増とされたところだが、引き続き、以下の観点から、必要な報酬上の措置を検討されたい。就労移行支援について、事業所の安定的な運営を確保するとともに、一般就労後における職場定着支援のさらなる充実  ○ 就労移行支援事業者が、事業所運営に不安を抱くことなく一般就労移行に向けた支援に積極的に取り組めるような報酬上の措置を設けられたい。 ○ 企業における雇用・就労を推進するため、職場定着支援を充実する必要があるが、就労移行支援体制加算の評価対象となる就職後6ヶ月を超えて職場定着支援を行った場合、その支援期間に応じて加算を充実されたい。また、職場体験・実習の促進を図る移行準備支援体制加算についてもさらなる充実を図られたい。【再掲】 6 雇用・就労支援の推進について 障がい者の雇用・就労の推進について 障がい者の雇用・就労の推進に当たっては、社会全体で障がい者を支えていく機運を醸成するとともに、障がい特性や当事者の支援ニーズを踏まえた、きめ細やかな雇用・就労支援を切れ目なく進めることが重要である。とりわけ、障がい者雇用に対する企業の理解や雇用促進に努めるとともに、体制の充実や職員の専門性の向上など、地域における就労支援機関の雇用・就労支援力の強化を通して、福祉施設からの一般就労移行の促進や福祉的就労の充実を図るための施策を弛みなく推進する必要がある。 ○ 就労移行支援事業者が、利用者の一般就労移行に伴う報酬変動等による事業所運営に不安を抱くことなく、福祉施設からの一般就労移行に件う報酬変動等による事業所運営に不安を抱くことなく、福祉施設からの一般就労移行に申う報酬変動等による事業所運営に不安を抱くことなく、福祉施設からの一般就労移行に申う報酬変動等による事業所運営に不安を抱くことなく、福祉施設からの一般就労を向けた支援や職場定着支援に積極的に取り組めるよう、必要な報酬改定を行うとともに、就労移行支援事業所が乏しい地域における事業所の創設等基盤整備を進めるため、支援策の拡充について検討をお願いしたい。【再掲】
5.関係機関の連携、ネットワークの充実・強化について ①関係機関(福祉部署・雇用就労部署・ 障害者就業・生活支援センター・就労移 行支援事業所等)の連携の弱さ。	(4)障がい者の法定雇用率の引き上げや精神障がい者の雇用義務化の動向等を踏まえ、障がい者の新規雇用の拡大と職場定着を促進するため、次の施策の充実を図られたい。 ⑤ 難病患者等の障がい者の雇用促進 身体障害者手帳等を有していない難病患者、内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者の雇用を促進するため、障がい者雇用率制度及び障がい者の雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。		6 雇用・就労支援の推進について 障がい者の雇用・就労の推進に当たっては、社会全体で障がい者を支えていく機運を醸成するとともに、障がい特性や当事者の支援ニーズを踏まえた、きめ細やかな雇用・就労支援を切れ目なく進めることが重要である。とりわけ、障がい者雇用に対する企業の理解や雇用促進に努めるとともに、体制の充実や職員の専門性の向上など、地域における就労支援機関の雇用・就労支援力の強化を通して、福祉施設からの一般就労移行の促進や福祉的就労の充実を図るための施策を弛みなく推進する必要がある。 〇 職場体験・実習受け入れに対する必要な事業主支援を拡充するとともに、障害者就業・生活支援センターをはじめ、地域における就労支援機関等の体制や雇用・就労支援力、関係機関のネットワークを充実強化する事業を推進することが必要である。【再掲】

## 障がい者就労支援施策にかかる国家要望について

資料3

課題項目	大阪府 部単独	要望【25年7月】	論点整理【25年8月予定】
林煜填口	商工労働部	福祉部	
5.関係機関の連携、ネットワークの充実・強化について②府と市町村、自立支援協議会の親会と部会、各部会間の相互連携、認識共有			
6.社会参加·就労意欲の醸成について ①そもそも本人·家族ともに就労への意 欲が高くないことが多く、就労移行支援 事業所の利用者確保が困難。 ·就労継続支援事業所利用者の保護 者の就労に対する意識改善と、本人に 対する学齢期からの就労支援が必要。 ·就労に向けたカウンセリングの機会設 定や実習・体験の機会を確保する必 要。 ·就労への第1歩として自由で気軽に 利用できる地域活動支援センターを拡 大していくことが必要。			

+// V·日がのプス」及心の内にがかる自然な主について				
課題項目	,	要望【25年7月】	論点整理【25年8月予定】	
課題項目  7.利用者視点に立った多様な就労支援制度・施策の実現について ①ハードルの高い「一般就労」か、訓練的な要素が強い「福祉的就労」しかなく、「働いて、自立して生活したい」と願う多くの障がい者の行き場がない。「一般就労」と「福祉的就労」の中間的な就労の場である、「社会的雇用」の国制度化を図る必要。 ※平成24年8月「障がい者福祉施策の推進に係る提言(論点整理)」で要望	商工労働部	福祉部 (1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の抜本的強化について ③ 就労継続支援A型事業の強化等就労継続支援A型事業については、雇用契約に基づく就労を実現するために、就労継続支援B型事業と比べて相応の支援能力が求められるが、報酬単価や人員配置基準はB型事業と同様である。労働者の権利を保障し、生計を立て得る収入の確保を可能とする観点からも、A型事業者	論点整理【25年8月予定】 6 雇用・就労支援の推進について 障がい者の雇用・就労の推進に当たっては、社会全体で障がい者 を支えていく機運を醸成するとともに、障がい特性や当事者の支援 ニーズを踏まえた、きめ細やかな雇用・就労支援を切れ目なく進め ることが重要である。とりわけ、障がい者雇用に対する企業の理解や 雇用促進に努めるとともに、体制の充実や職員の専門性の向上な ど、地域における就労支援機関の雇用・就労支援力の強化を通し て、福祉施設からの一般就労移行の促進や福祉的就労の充実を 図るための施策を弛みなく推進する必要がある。 〇 利用者に対する福祉的な支援に加え、雇用契約に基づく就労 を実現するための経営管理や営業的活動など、相応の人員体制や 支援能力等が求められる就労継続支援A型事業者に対する報酬 や人員配置基準の改定等について検討をお願いしたい。 また、支援学校卒業者等に係る就労継続支援B型事業の利用に 関する経過措置は平成26年度までとなっているが、支援学校卒業 者については、当該支援学校におけるアセスメントなど、就労移行 支援事業所や障害者就業・生活支援センター以外の方法でのアセスメントを評価し、支援学校卒業後すぐに就労継続支援B型事業所 の利用を可能とする措置が必要である。 〇 社会的雇用など多様な働き方については、障害基礎年金等所 得保障制度との整合性や関連性も踏まえ、国において総合的な検 討を要する事項であることから、試行事業(パイロット・スタディ)の早	
7.利用者視点に立った多様な就労支援制度・施策の実現について ②視覚障がい者等、自力通勤困難者の 通勤手段の確保。			期実施も含めた十分な検討を行っていただきたい。 6 雇用・就労支援の推進について	

	の国外文主について		
課題項目		要望【25年7月】	論点整理【25年8月予定】
7.利用者視点に立った多様な就労支援制度・施策の実現について ③職業適性検査の活用や障がいにあった雇用創出等の工夫が必要。	商工労働部	福祉部	шшлл.т.т.т. 123 — 0733 д. 1
7.利用者視点に立った多様な就労支援制度・施策の実現について ④在宅障がい者の就労支援		(3) 在宅就労に対するさらなる支援について 「障害者の働く場に対する発注促進税制」の対象となる発注先に、在宅就業支援団体等を加えるなど在宅就業障がい者の就労支援に資する方策を講じること。また、障害者優先調達推進法に基づく中央省庁等の官公需発注の取組みが、全国の在宅就業障がい者等に配分されるよう、必要な措置を講じるともに、在宅就業障がい者等の就労をさらに促進する観点から、地方自治法施行令(第167条の2第1項第3号)に基づく地方公共団体等が随意契約できる業務について、役務の提供、物品の購入に限らず、業務全般となるよう早期の法令改正を関係省庁に働きかけること。	
8.福祉的就労の促進(工賃向上支援) について ①不景気など社会情勢の変化による 受注の減少を踏まえ、地域事業者へ のPRを通じた販売ルート開拓、就労啓 発の場等を活用した販売機会の拡 大、市場ニーズをつかんだ売れる製 品の事業展開等が必要。			

## 障がい者就労支援施策にかかる国家要望について

資料3

17/3 V 11/3/07/3/2/3/2/10/10/3/3			
課題項目	大阪府 部単独	要望【25年7月】	論点整理【25年8月予定】
<b>永</b>	商工労働部	福祉部	·····································
8.福祉的就労の促進(工賃向上支援)			
について ②利用者へのサービス提供を行う中、			
が 納期厳守のため職員が作業している			
例もある中で、①のような対応が困			
難。			
   8.福祉的就労の促進(工賃向上支援)  			
い、価値が就力の促進(工員同工文版)について			
③作業所ごとで利用者の障がい程度			
等が異なるため、取り組む作業が多様			
であり、利益が上がる仕事のない作業 所がある。			
الارس، مي مي الارام، ا			
○ 短礼的辞尚の伊佐(工传点 L 主控)			
8.福祉的就労の促進(工賃向上支援) について			
④各作業所間で工賃向上に対する意			
識や、実際の工賃に格差。			

課題項目	大阪府 部単独	要望【25年7月】	論点整理【25年8月予定】
	商工労働部	福祉部	端总定理【23年6万17年】
8.福祉的就労の促進(工賃向上支援) について ⑤事業所の安定的運営が困難。施設 外支援等加算の拡大・充実が必要。		(2) 福祉的就労の充実・強化について地域において障がい者が自立した生活を営むためには、一般就労移行はもとより、福祉的就労の充実・強化を図ることが重要であることから、平成26年度以降も工賃向上に資する取組みの推進に十分な財政措置を講じること。とりわけ、「共同受注窓口の推進」においては、その機能強化を安定的、継続的に進めることが必要であることから、平成23年度以前から助成を受けている府県についても特別事業として支援の継続を図ること。さらには、利用者に占める重度障がい者	特別事業として支援の継続を図ること。また、利用者に占める重度 障がい者の割合や小規模な施設が多いことなど、地域特性や工賃 実績を踏まえた取組みの重点化を検討していただきたい。